

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		---その他のもの		KG					
291	5	---水銀の炭化物		KG					
299	†	---その他のもの		KG					
		---有機化合物及びその製品							
		---植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体							
911	2	---タンニン及びその誘導体		KG					
919	3	---その他のもの		KG					
920	4	---たばく質系物質及びその誘導体 (アルブミナートその他のアルブミン誘導体を除く。)		KG					
990	†	---その他のもの		KG					
28.53							(新規)		
2853.00	000	6 その他の無機化合物 (蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気 (希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム (貴金属のアマルガムを除く。)		KG					

第29類 有機化学品

注

- 1～4 (省略)
 - 5(A) (省略)
 - (B) (省略)
 - (C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (1)及び(2) (省略)
 - (3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。
 - (D) (省略)
 - (E) (省略)
 - 6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。第29.30項 (有機硫黄化合物) 及び第29.31項 (その他のオルガノインオルガニック化合物) には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体 (これらの複合誘導体を含む。) の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。
 - 7及び8 (省略)
- 号注
- 1 (省略)
 - 2 第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。

第29類 有機化学品

注

- 1～4 (省略)
 - 5(a) (省略)
 - (b) (省略)
 - (c) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (1)及び(2) (省略)
 - (d) (省略)
 - (e) (省略)
 - 6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。第29.30項 (有機硫黄化合物) 及び第29.31項 (その他のオルガノインオルガニック化合物) には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体 (これらの複合誘導体を含む。) の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。
 - 7及び8 (省略)
- 号注
- 1 (省略)

29.03

炭化水素のハロゲン化誘導体 (省略)

(財)日本関税協会

29.03

炭化水素のハロゲン化誘導体 (省略)

輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
2903.15	000	3	二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)		2903.15	000	3	1・2-ジクロロエタン (二 塩化エチレン)	
2903.19			(省 略)		2903.19			(省 略)	
2903.29			-非環式炭化水素のふつ素化誘 導体、臭素化誘導体及びよう 素化誘導体		2903.29			-非環式炭化水素のふつ素化誘 導体、臭素化誘導体及びよう 素化誘導体	
2903.31	000	1	--二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)		2903.30			--臭素化誘導体	
2903.39			--その他のもの		110	0		----臭化メチル	
			----臭素化誘導体		190	3		----その他のもの	
	011	4	----臭化メチル					--その他のもの	
	019	5	----その他のもの					----ふつ素化誘導体	
			----ふつ素化誘導体		310	4		----ペルフルオロメタン	
	021	0	----ペルフルオロメタン		320	0		----ペルフルオロエタン	
	022	1	----ペルフルオロエタン		330	3		----ジフルオロメタン (H FC-32)	
	023	2	----ジフルオロメタン (H FC-32)		340	6		----ペンタフルオロエタン (HFC-125)	
	024	3	----ペンタフルオロエタン (HFC-125)		350	2		----1, 1, 1, 2-テト ラフルオロエタン (H FC-134a)	
	025	4	----1・1・1・2-テト ラフルオロエタン (H FC-134a)		360	5		----1, 1, 1-トリフル オロエタン (HFC- 143a)	
	026	5	----1・1・1-トリフル オロエタン (HFC- 143a)		370	1		----1, 1-ジフルオロエ タン (HFC-152a)	
	027	6	----1・1-ジフルオロエ タン (HFC-152a)		390	0		----その他のもの	
	029	1	----その他のもの		990	5		----その他のもの	
	090	6	--その他のもの					-非環式炭化水素のハロゲン化 誘導体 (二以上の異なるハロ ゲン原子を有するものに限 る。)	
2903.41			(省 略)		2903.41			(省 略)	
2903.49			-飽和脂環式炭化水素、不飽和 脂環式炭化水素又はシクロテ ルペン炭化水素のハロゲン化 誘導体		2903.49			-飽和脂環式炭化水素、不飽和 脂環式炭化水素又はシクロテ ルペン炭化水素のハロゲン化 誘導体	
2903.51	000	2	--1・2・3・4・5・6- ヘキサクロシクロヘキサ ン (HCH (ISO)) (リ ンデン (ISO、INN) を含む。)		2903.51	000	2	--1・2・3・4・5・6- ヘキサクロシクロヘキサ ン	
2903.52			--アルドリン (ISO)、ク ロルデン (ISO) 及びヘ プタクロル (ISO)					(新 規)	
	100	3	----クロルデン						
	900	5	--アルドリン及びヘプタク ロル						
2903.59			--その他のもの		2903.59			--その他のもの	
					010	4		----オクタクロロテトラヒド ロメタノインダン (クロ ルデン)	
								----その他のもの	
	020	0	----ジプロモエチルジプロモ		022	2		----ジプロモエチルジプロ	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NACS用	品名	単位		統計品目 番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		シクロヘキサン、テトラ プロモシクロオクタン及 びヘキサプロモシクロ デカン					モシクロヘキサン、テ トラプロモシクロオク タン及びヘキサプロモ シクロデカン		
	090 †	---その他のもの		KG	029 †	---その他のもの			KG
2903.61		---芳香族炭化水素のハロゲン化 誘導体 (省 略)			2903.61		---芳香族炭化水素のハロゲン化 誘導体 (省 略)		
2903.62	000 †	---ヘキサクロロベンゼン (I SO) 及びDDT (I SO) (クロフェノタン (I N N)、1・1・1-トリク ロロ-2・2-ビス (パ ラ-クロロフェニル) エタン)		KG	2903.62	000 †	---ヘキサクロロベンゼン及び DDT (1・1・1-トリ クロロ-2・2-ビス (パ ラ-クロロフェニル) エタ ン)		KG
2903.69		(省 略)			2903.69		(省 略)		
29.05		非環式アルコール並びにそのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘 導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体 (省 略) (削 除) (省 略)			29.05		非環式アルコール並びにそのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘 導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体 (省 略)		
					2905.15	000 6	---ペンタノール (アミルアル コール) 及びその異性体 (省 略)		KG
29.06		環式アルコール並びにそのハロ ゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロ ソ化誘導体 (省 略) (削 除)			29.06		環式アルコール並びにそのハロ ゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロ ソ化誘導体 (省 略)		
2906.19	100 2	---その他のもの		KG	2906.14	000 5	---テルピネオール		KG
		---ボルネオール及びテルピ ネオール			2906.19	010 3	---ボルネオール		KG
	900 †	---その他のもの (省 略)		KG	020 †		---その他のもの (省 略)		KG
29.07		フェノール及びフェノールアル コール (省 略) (削 除) (省 略)			29.07		フェノール及びフェノールアル コール (省 略)		
2907.15					2907.14	000 3	---キシレノール及びその塩		KG
2907.19		---その他のもの			2907.15		(省 略)		
	100 0	---キシレノール及びその塩		KG	2907.19		---その他のもの		
	910 †	---単核一価フェノール		KG	010 †		---単核一価フェノール		KG
	990 †	---その他のもの		KG	090 †		---その他のもの		KG
29.08		フェノール又はフェノールアル コールのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 ---ハロゲン置換基のみを有する 誘導体及びその塩			29.08		フェノール又はフェノールアル コールのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 ---ハロゲン置換基のみを有する 誘導体及びその塩		
2908.11	000 4	---ペンタクロロフェノール (I SO)		KG	100 0		---臭素化誘導体		KG
2908.19		---その他のもの			200 †		---その他のもの		KG
	100 5	---臭素化誘導体		KG	2908.20	000 †	---スルホン基のみを有する誘導 体並びにその塩及びエステル		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
	900	†	---	KG	2908.90	000	†	---	KG

2908.91	000	1	---	KG					
2908.99	000	†	---	KG					
29.09			エーテル、エーテルアルコー ル、エーテルフェノール、エー テルアルコールフェノール、ア ルコールペルオキシド、エーテ ルペルオキシド及びケトンペ ルオキシド（化学的に単一である かないかを問わない。）並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 （省 略） （削 除）		29.09		エーテル、エーテルアルコー ル、エーテルフェノール、エー テルアルコールフェノール、ア ルコールペルオキシド、エーテ ルペルオキシド及びケトンペ ルオキシド（化学的に単一である かないかを問わない。）並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 （省 略）		
					2909.42	000	6	---	KG

29.10			三員環のエポキシド、エポキシ アルコール、エポキシフェノール 及びエポキシエーテル並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 （省 略）		29.10			三員環のエポキシド、エポキシ アルコール、エポキシフェノール 及びエポキシエーテル並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 （省 略）	
2910.10					2910.10				
2910.30					2910.30				
2910.40	000	†	---	KG					
2910.90			---		2910.90				
29.12			アルデヒド（他の酸素官能基を 有するか有しないかを問わな い。）、アルデヒドの環式重合 体及びパラホルムアルデヒド （省 略） （削 除）		29.12		アルデヒド（他の酸素官能基を 有するか有しないかを問わな い。）、アルデヒドの環式重合 体及びパラホルムアルデヒド （省 略）		
					2912.13	000	1	---	KG

29.15			飽和非環式モノカルボン酸並び にその酸無水物、酸ハロゲン化 物、酸過酸化物及び過酸並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 ---酸並びにその塩及びエステ ル （省 略）		29.15		飽和非環式モノカルボン酸並び にその酸無水物、酸ハロゲン化 物、酸過酸化物及び過酸並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 ---酸並びにその塩及びエステ ル （省 略）		
2915.11					2915.11				
2915.13			---酢酸及びその塩並びに無水酢 酸		2915.13			---酢酸及びその塩並びに無水酢 酸	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2915.21		(省 略)			2915.21		(省 略)		
		(削 除)			2915.22	000	0	0	KG
		(削 除)			2915.23	000	6	6	KG
2915.24		(省 略)			2915.24				
2915.29		---その他のもの			2915.29	000	0	0	KG
	010	---酢酸ナトリウム		KG					
	020	---酢酸コバルト		KG					
	090	---その他のもの		KG					
		一酢酸のエステル							
2915.31		(省 略)			2915.31				
2915.33		(省 略)			2915.33				
2915.36	000	† ---酢酸ジノセブ (I S O)		KG	2915.34	000	2	2	KG
					2915.35	000	1	1	KG
2915.39		---その他のもの			2915.39	000	†	†	KG
	100	---酢酸イソブチル		KG					
		---その他のもの							
	910	----酢酸-2-エトキシエチル		KG					
		チル							
	990	----その他のもの		KG					
		(省 略)							
29.16		不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.16				
		(省 略)							
2916.35		(省 略)			2916.35				
2916.36	000	5 ---ビナパクリル (I S O)		KG					
2916.39		(省 略)			2916.39				
29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.17				
		(省 略)							
		(削 除)			2917.31	000	1	1	KG
		(省 略)							
2917.34		---その他のオルトフタル酸エステル			2917.34	000	†	†	KG
	010	---オルトフタル酸ジブチル		KG					
	090	---その他のもの		KG					
		(省 略)							
29.18		カルボン酸 (他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体-アルコール官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。)			29.18				

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2918.11)		並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略)			2918.11)		並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略)		
2918.16 2918.18	000 5	ークロロベンジレート (I S O) (省 略)		K G	2918.16		(新 規)		
2918.19		ーフェノール官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			2918.19		(省 略) ーフェノール官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2918.21)		(省 略)			2918.21)		(省 略)		
2918.30		ーその他のもの			2918.30				
2918.91	000 2	ー 2・4・5-T (I S O) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル		K G	2918.90	000 †	ーその他のもの		K G
2918.99	000 †	ーその他のもの		K G					
29.19		りん酸エステル及びその塩 (ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.19				
2919.10	000 4	ー トリス (2・3-ジブロモプロピル) ホスフェート		K G	2919.00	000 †	りん酸エステル及びその塩 (ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		K G
2919.90	000 †	ーその他のもの		K G					
29.20		非金属のその他の無機酸のエステル (ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.20		非金属のその他の無機酸のエステル (ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		ーチオりん酸エステル (ホスホロチオエート) 及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			2920.10	000 †	ーチオりん酸エステル (ホスホロチオエート) 及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		K G
2920.11	000 1	ーパラチオン (I S O) 及びパラチオンメチル (I S O) (メチルパラチオン)		K G					
2920.19	000 †	ーその他のもの		K G					
2920.90		(省 略)			2920.90		(省 略)		
29.21		アミン官能化合物 (省 略) (削 除) (省 略)			29.21		アミン官能化合物 (省 略)		
					2921.12	000 †	ージエチルアミン及びその塩 (省 略)		K G
29.22		酸素官能のアミノ化合物			29.22		酸素官能のアミノ化合物		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
29.24		(省 略) (削 除)			2922.22	000	0	(省 略) --アニシジン、ジアニシジン 及びフェネチジン並びにこ れらの塩 (省 略)		KG
2924.11		カルボキシアミド官能化合物及 び炭酸のアミド官能化合物 -非環式アミド (非環式カルバ マートを含む。) 及びその誘 導体並びにこれらの塩 (省 略)			29.24			カルボキシアミド官能化合物及 び炭酸のアミド官能化合物 -非環式アミド (非環式カルバ マートを含む。) 及びその誘 導体並びにこれらの塩 (省 略)		
2924.12	000	6		KG	2924.11			(省 略) (新 規)		
		--フルオロアセトアミド (I SO)、モノクロトホス (I SO) 及びホスファミドン (ISO) (省 略)						(省 略)		
29.25		カルボキシイミド官能化合物 (サッカリン及びその塩を含 む。) 及びイミン官能化合物 -イミド及びその誘導体並びに これらの塩 (省 略)			29.25			カルボキシイミド官能化合物 (サッカリン及びその塩を含 む。) 及びイミン官能化合物 -イミド及びその誘導体並びに これらの塩 (省 略)		
2925.11					2925.11					
2925.19					2925.19					
		--イミン及びその誘導体並びに これらの塩			2925.20			--イミン及びその誘導体並びに これらの塩		
2925.21	000	2		KG	010	6		--クロルヘキシジン及びその 塩		KG
2925.29	100	3		KG	090	†		--その他のもの		KG
	900	†		KG				--その他のもの		
29.30		有機硫黄化合物 (削 除)			29.30			有機硫黄化合物 (削 除)		
2930.20		(省 略)			2930.10	000	3	--ジチオカルボナート (キサ ントゲン酸塩)		KG
2930.40					2930.20			(省 略)		
2930.50	000	5		KG	2930.40			(新 規)		
2930.90	100	2		KG	2930.90	000	0	--その他のもの		KG
	900	4		KG						
29.36		プロビタミン及びビタミン (天 然のもの及びこれと同一の構造 を有する合成のもの (天然のも のを濃縮したものを含む。) に 限る。) 並びにこれらの誘導体 で主としてビタミンとして使用 するもの並びにこれらの相互の 混合物 (この項の物品について は、溶媒に溶かしてあるかない かを問わない。)			29.36			プロビタミン及びビタミン (天 然のもの及びこれと同一の構造 を有する合成のもの (天然のも のを濃縮したものを含む。) に 限る。) 並びにこれらの誘導体 で主としてビタミンとして使用 するもの並びにこれらの相互の 混合物 (この項の物品について は、溶媒に溶かしてあるかない かを問わない。)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
29.39		(削除) (省略) 植物アルカロイド (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 —あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) (省略)			2936.10	000	5 —プロビタミン (混合してないものに限る。) (省略)		KG
2939.11					2939.11				
2939.19					2939.19				
2939.20	000	3		KG	2939.21	000	2 —キナルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		KG
					2939.29	000	1 —その他のもの (省略)		KG

第30類 医療用品

注

- 1～3 (省略)
- 4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材 (外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。) 及び切開創縫合用の接着剤 (殺菌したものに限る。)
- (b) (省略)
- (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材 (殺菌したものに限る。) 並びに外科用又は歯科用の癒着防止材 (殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。)
- (d)～(k) (省略)
- (l) 瘻造術用と認められるもの (例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板)

第30類 医療用品

注

- 1～3 (省略)
 - 4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤 (殺菌したものに限る。)
 - (b) (省略)
 - (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材 (殺菌したものに限る。)
 - (d)～(k) (省略)
- (新規)

30.01		臓器療法用の腺 ^{せん} その他の器官 (乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。) 及び腺 ^{せん} その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他的人又は動物の物質 (他の項に該当するものを除く。)			30.01		臓器療法用の腺 ^{せん} その他の器官 (乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。) 及び腺 ^{せん} その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他的人又は動物の物質 (他の項に該当するものを除く。)		
		(削除)			3001.10		—腺 ^{せん} その他の器官 (乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)		
						100	3	—熊胆 ^{ゆうたん}	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3001.20 3001.90		(省 略) --その他のもの			3001.20 3001.90	200 5	--その他のもの (省 略)		KG
	010	1 --せんそ及び移植用の骨、器 官その他の人体組織		KG		100	0 --せんそ及び移植用の骨、器 官その他の人体組織		KG
	020	4 --へパリン及びその塩		KG		200	2 --へパリン及びその塩		KG
	030	0 -- ^{ゆう} 熊胆		KG		300	4 --その他のもの		KG
	090	4 --その他のもの		KG					
30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）			30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		
3004.32	000	1 --コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの（省 略）		KG (I.I.)	3004.32	000	1 --コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの（省 略）		KG (I.I.)
30.06 3006.10		この類の注4の医療用品 --外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）			30.06 3006.10		この類の注4の医療用品 --外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）		
		--外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血剤				010	1 --外科用のカットガットその他これに類する縫合材並びにラミナリア及びラミナリア栓		KG (I.I.)
	110	3 --外科用のカットガットその他これに類する縫合材並びにラミナリア及びラミナリア栓		KG (I.I.)					
	190	6 ---その他のもの		KG (I.I.)		090	4 --その他のもの		KG (I.I.)
	910	† --その他のもの ---プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		KG (I.I.)					
		---メリヤス編み又はクロセ編みのもの							
	991	† ----ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		KG (I.I.)					
	999	† ----その他のもの		KG (I.I.)					

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3006.20)		(省 略)			3006.20)		(省 略)		
3006.70		—その他のもの			3006.70		—薬剤廃棄物 (当初に意図した		
3006.91		— ^{ろう} 鑊造設用と認められるもの			3006.80	000 5	使用に適しない薬剤。例え		KG
	010	† —ストリップを織つたもの		KG			ば、使用期限を過ぎたもの)		(I.I.)
		(両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆		(I.I.)					
	090	† —その他のもの		KG					
		(I.I.)		(I.I.)					
3006.92	000 0	—薬剤廃棄物 (当初に意図した		KG					
		使用に適しない薬剤。例		(I.I.)					
		えば、使用期限を過ぎたもの)		(I.I.)					

第31類 肥料

注

- この類には、次の物品を含まない。
(a) (省 略)
(b) 化学的に単一の化合物 (2(a)、3(a)、4(a)又は5のものを除く。)
(c) (省 略)
- 第31.02項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。
(a) (省 略)
(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
(c) 塩化アンモニウム又は(a)若しくは(b)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
(d) (a)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料
- 第31.03項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。
(a) (省 略)
(b) (a)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)のうち二以上を相互に混合した肥料
(c) (a)又は(b)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
- 第31.04項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。
(a) (省 略)
(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
- 5及び6 (省 略)

第31類 肥料

注

- この類には、次の物品を含まない。
(a) (省 略)
(b) 化学的に単一の化合物 (2(A)、3(A)、4(A)又は5のものを除く。)
(c) (省 略)
- 第31.02項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。
(A) (省 略)
(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
(C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
(D) (A)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料
- 第31.03項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。
(A) (省 略)
(B) (A)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)のうち二以上を相互に混合した肥料
(C) (A)又は(B)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
- 第31.04項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。
(A) (省 略)
(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
- 5及び6 (省 略)

31.02		窒素肥料 (鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)			31.02		窒素肥料 (鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			3102.70	000 5	—カルシウムシアナミド		MT
3102.80		(省 略)			3102.80		(省 略)		
3102.90		—その他のもの (混合物を含む			3102.90	000 6	—その他のもの (混合物を含む		MT
		ものとし、この項の他の号に					ものとし、この項の他の号に		
		該当するものを除く。)					該当するものを除く。)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
	010	2		MT					
	090	5		MT					
31.03					31.03				
		りん酸肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）					りん酸肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）		
3103.10		(省 略)			3103.10		(省 略)		
		(削 除)			3103.20	000	4	1	MT
3103.90		(省 略)			3103.90				
							1-塩基性スラグ		
							(省 略)		
31.04					31.04				
		カリ肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）					カリ肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）		
		(削 除)			3104.10	000	5	1	MT
		(省 略)					1-カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）		
							(省 略)		
32.06					32.06				
		その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）					その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			3206.30	000	5	1	KG
		(省 略)					1-カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品		
		(削 除)					(省 略)		
					3206.43	000	6	1	KG
							1-ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品		
3206.49					3206.49	000	0	1	KG
	100	2		KG			1-その他のもの		
		1-ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品							
	900	4		KG			1-その他のもの		
33.01					33.01				
		精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディステレート及びアキュアスリョーション					精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディステレート及びアキュアスリョーション		
		1-精油（かんきつ類の果実のものに限る。）					1-精油（かんきつ類の果実のものに限る。）		
					3301.11	000	2	1	KG
							1-ベルガモットのもの		
3301.12	000	1		KG	3301.12	000	1	1	KG
		1-オレンジのもの					1-オレンジのもの		
3301.13	000	0		KG	3301.13	000	0	1	KG
		1-レモンのもの					1-レモンのもの		
					3301.14	000	6	1	KG
							1-ライムのもの		
3301.19					3301.19	000	1	1	KG
		1-その他のもの					1-その他のもの		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
3301.24	100	3	----	KG	3301.21	000	6	----	KG	

	210	1	-----	KG		3301.22	000	5	----	KG
	290	4	-----	KG		3301.23	000	4	----	KG
			精油 (かんきつ類の果実のものを除く。)			3301.24	000	3	----	KG
									精油 (かんきつ類の果実のものを除く。)	
									ゼラニウムのもの	
									ジャスミンのもの	
									ラベンダー又はラバンジン	
									ペパーミント (メンタ・ペリタ) のもの	
3301.25				3301.25						
		その他のミントのもの					その他のミントのもの			
		ペパーミント油 (メンタ・アルヴェンシスから採取したものに限る。)					ペパーミント油 (メンタ・アルヴェンシスから採取したものに限る。)			
011	6	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の65%を超えるもの	KG	011	6	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の65%を超えるもの	KG			
019	0	-----	KG	019	0	-----	KG			
020	1	-----	KG	020	1	-----	KG			
030	4	-----	KG	030	4	-----	KG			
3301.29				3301.26	000	1	-----	KG		
		その他のもの		3301.29			その他のもの			
100	0	ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油	KG	100	0	ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油	KG			
200	2	芳油	KG	220	1	芳油	KG			
		ゼラニウム又はベチベルのもの		230	4	その他のもの	KG			
310	0	-----	KG							
320	3	-----	KG							
400	6	ラベンダー又はラバンジン	KG							
		その他のもの								
910	5	-----	KG							
990	1	-----	KG							
3301.30	000	レジノイド	KG	3301.30	000	4	レジノイド	KG		
3301.90	000	その他のもの	KG	3301.90	000	0	その他のもの	KG		

第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

注
1～4 (省略)
(財)日本関税協会

第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

注
1～4 (省略)

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (a) (省 略) (b) (省 略) (c) (省 略)				5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (A) (省 略) (B) (省 略) (C) (省 略)					
34.04		人造ろう及び調製ろう (削 除)			34.04		人造ろう及び調製ろう		
		(省 略)			3404.10	000	0	0	KG
3404.90		—その他のもの			3404.90	000	4	4	KG
	010	0	KG						
	090	3	KG						
37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光していないものに限る。） (省 略) (削 除)			37.02				
		(省 略)			3702.20	000	3	3	SM
37.05		写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限り、かつ、映画用フィルムを除く。）			37.05				
3705.10		(省 略)			3705.10				
3705.90		(削 除)			3705.20	000	4	4	SM KG
		(省 略)			3705.90				

第38類 各種の化学工業生産品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (省 略)

(b) (省 略)

(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照）

(d)及び(e) (省 略)

2～6 (省 略)

号注

1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。

アルドリル (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディル

(財)日本関税協会

第38類 各種の化学工業生産品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (省 略)

(b) (省 略)

(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照）

(d)及び(e) (省 略)

2～6 (省 略)

号注

(新 規)

輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
<p>ドリン (ISO、INN)、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、ニ臭化エチレン (ISO) (1・2-ジブプロモエタン)、ニ塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO)、ホスファミドン (ISO) 並びに2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル</p>				<p>1 (省 略)</p>					
<p>2 (省 略)</p>				<p>1 (省 略)</p>					
38.05		ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油 (蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン (粗のものに限る。)、亜硫酸テレピンその他のパラシメン (粗のものに限る。) 及びパイン油 (アルファテルピネオールを主成分とするものに限る。)			38.05		ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油 (蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン (粗のものに限る。)、亜硫酸テレピンその他のパラシメン (粗のものに限る。) 及びパイン油 (アルファテルピネオールを主成分とするものに限る。)		
3805.10		(省 略)			3805.10		(省 略)		
3805.90		—その他のもの			3805.20	000	—パイン油		KG
	100	—パイン油	KG		3805.90	000	—その他のもの		KG
	900	—その他のもの	KG						
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)			38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)		
3808.50	000	—この類の号注1の物品	KG						
		—その他のもの							
3808.91	010	—殺虫剤	KG		3808.10	100	—殺虫剤	6	KG
		—農薬					—農薬		
		—その他のもの					—その他のもの		
	091	—小売用の形状又は包装にしたもの	KG		910	4	—小売用の形状又は包装にしたもの		KG
		—その他のもの					—その他のもの		
	092	—殺だに剤	KG		920	0	—殺だに剤		KG
	099	—その他のもの	KG		990	0	—その他のもの		KG
3808.92		—殺菌剤			3808.20		—殺菌剤		
	010	—農薬	KG			100	—農薬	3	KG
		—その他のもの					—その他のもの		
	091	—小売用の形状又は包装にしたもの	KG		910	1	—小売用の形状又は包装にしたもの		KG
		—その他のもの					—その他のもの		
	099	—その他のもの	KG		990	4	—その他のもの		KG
3808.93		—除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤			3808.30		—除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
	010	1	---	KG	100	0	---		KG
			---				---		
	091	5	---	KG	910	5	---		KG
			---				---		
	099	6	---	KG	990	1	---		KG
3808.94	000	†	---	KG	3808.40	000	---		KG
3808.99			---		3808.90		---		
	010	2	---	KG	100	3	---		KG
	090	5	---	KG	990	4	---		KG
38.21					38.21				
3821.00	000	2	微生物 (ウイルス及びこれに類するものを含む。)用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤 (保存用のものを含む。)	KG	3821.00	000	2	微生物用の調製培養剤	KG
38.24					38.24				
3824.10	000	0	一 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品 (天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	KG	3824.10	000	0	一 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	KG
					3824.20	000	4	一 ナフテン酸並びにその塩 (水溶性のものを除く。)及びエステル	KG
3824.30			一 金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物 (凝結させてないものに限る。)		3824.30			一 金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物 (凝結させてないものに限る。)	
	100	3	---	KG	100	3	---		KG
	200	5	---	KG	200	5	---		KG
3824.40	000	5	一 セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	KG	3824.40	000	5	一 セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	KG
3824.50	000	2	一 非耐火性のモルタル及びコンクリート	KG	3824.50	000	2	一 非耐火性のモルタル及びコンクリート	KG
3824.60	000	6	一 ソルビトール (第2905.44号のものを除く。)	KG	3824.60	000	6	一 ソルビトール (第2905.44号のものを除く。)	KG
			一 メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物					一 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)を含有する混合物	
3824.71	000	†	一 クロロフルオロカーボン (CFC) を含有するもの (ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)	KG	3824.71	000	2	一 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)を含有するもの	KG
3824.72	000	†	一 プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン又はジプロモテトラフルオロエタンを含有するもの	KG					
3824.73	000	†	一 ハイドロプロモフルオロカ	KG					

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
3824.74	000	†	一ボン (HBFC) を含有するもの		3824.79	000	1	一その他のもの	
			--ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)					KG	
3824.75	000	†	--四塩化炭素を含有するもの					KG	
3824.76	000	†	--1・1・1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの					KG	
3824.77	000	†	--プロモメタン (メチルプロマイド) 又はプロモクロロメタンを含有するもの					KG	
3824.78	000	†	--ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) 又はハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)					KG	
3824.79	000	†	--その他のもの					KG	
			--オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT) 又はトリス (2・3-ジプロモプロピル) ホスフェートを含有する混合物及び調製品					KG	
3824.81	000	†	--オキシラン (エチレンオキシド) を含有するもの					KG	
3824.82	000	†	--ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT) 又はポリ臭化ビフェニル (PBB) を含有するもの					KG	
3824.83	000	†	--トリス (2・3-ジプロモプロピル) ホスフェートを含有するもの					KG	
3824.90	100	6	--その他のもの		3824.90	100	6	--その他のもの	
			--チューインガムベース (砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)					KG	
	200	†	--脂肪酸混合物の誘導体			200	†	--脂肪酸混合物の誘導体	
	300	3	--ナフテン酸並びにその塩 (水溶性のものを除く。)					KG	
			及びエステル					KG	
	910	4	--その他のもの					KG	
			--オクタプロモジフェニルオキシド及びヘプタプロモジフェニルオキシドを			310	6	--オクタプロモジフェニルオキシド及びヘプタプロモジフェニルオキシドを	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
920	0	主成分とする混合物並びにジプロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物 ---- 5'-リボヌクレオチドカルシウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム		KG	380	6	主成分とする混合物並びにジプロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物 ---- 5'-リボヌクレオチドカルシウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム		KG
990	†	---- その他のもの		KG	390	†	---- その他のもの		KG
第39類 プラスチック及びその製品					第39類 プラスチック及びその製品				
注					注				
1 (省 略)					1 (省 略)				
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第27.10項又は第34.03項の調製潤滑剤					(新 規)				
(b) (省 略)					(a) (省 略)				
(c) (省 略)					(b) (省 略)				
(d) (省 略)					(c) (省 略)				
(e) (省 略)					(d) (省 略)				
(f) (省 略)					(e) (省 略)				
(g) (省 略)					(f) (省 略)				
(h) 鉱物油 (ガソリンを含む。) 用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤 (第38.11項参照)					(新 規)				
(i) ポリグリコール、シリコンその他の第39類の重合体をもととした調製液圧液 (第38.19項参照)					(新 規)				
(k) (省 略)					(g) (省 略)				
(l) (省 略)					(h) (省 略)				
(m) (省 略)					(i) (省 略)				
(n) (省 略)					(j) (省 略)				
(o) (省 略)					(k) (省 略)				
(p) (省 略)					(l) (省 略)				
(q) (省 略)					(m) (省 略)				
(r) (省 略)					(n) (省 略)				
(s) (省 略)					(o) (省 略)				
(t) (省 略)					(p) (省 略)				
(u) (省 略)					(q) (省 略)				
(v) (省 略)					(r) (省 略)				
(w) (省 略)					(s) (省 略)				
(x) (省 略)					(t) (省 略)				
(y) (省 略)					(u) (省 略)				
(z) (省 略)					(v) (省 略)				
3~11 (省 略)					3~11 (省 略)				
39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル (一次製品に限る。)			39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル (一次製品に限る。)		
3907.10		(省 略)			3907.10		(省 略)		
3907.60					3907.60		(新 規)		
3907.70	000	† ーポリ乳酸		KG			(省 略)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン (一次製品に限る。)			39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン (一次製品に限る。)		
3909.30		(省 略)			3909.30	000	(省 略)		
	100	1		KG		6	1		KG
	900	3		KG			3		
39.11		石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品 (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			39.11		石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品 (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		
3911.10		(省 略)			3911.10		(省 略)		
3911.90		1			3911.90		1		
	030	†		KG		020	4		KG
	090	†		KG		030	†		KG
39.20		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ (多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)			39.20		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ (多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)		
3920.73		(省 略)			3920.72	000	(省 略)		
3920.79		1			3920.73		1		
	010	1		KG	3920.79	000	1		KG
	090	4		KG		5	4		

第40類 ゴム及びその製品

注

1～3 (省 略)

4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。こ

(財)日本関税協会

第40類 ゴム及びその製品

注

1～3 (省 略)

4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。こ

輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
<p>の試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、<u>5(B)</u>の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキстенダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要なでない物質の存在は許容されない。</p> <p>(b)～(c) (省 略)</p> <p>5(A) (省 略)</p> <p>(i)及び(ii) (省 略)</p> <p>(iii) 可塑剤又はエキстенダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質<u>(B)の(i)から(iii)までのものを除く。</u></p> <p><u>(B)</u> (省 略)</p> <p>6～9 (省 略)</p>					<p>の試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、<u>5(b)</u>の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキстенダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要なでない物質の存在は許容されない。</p> <p>(b)～(c) (省 略)</p> <p>5(a) (省 略)</p> <p>(i)及び(ii) (省 略)</p> <p>(iii) 可塑剤又はエキстенダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質<u>(b)の(i)から(iii)までのものを除く。</u></p> <p><u>(b)</u> (省 略)</p> <p>6～9 (省 略)</p>				
40.10		コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。） (省 略) (削 除) (省 略)			40.10		コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。） (省 略)		
					4010.13	000	3	ープラスチックのみにより補強したもの (省 略)	KG
<p>第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、とんかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。</p> <p>2及び3 (省 略)</p>					<p>第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、とんかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。</p> <p>2及び3 (省 略)</p>				
41.03		その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。） (削 除) (省 略)			41.03		その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。） <u>ーやぎのもの</u> <u>ーなめし過程にないもの</u> <u>ーその他のもの</u> (省 略)		
					4103.10	010	5	NO	KG
						090	1	SM	KG
4103.90		ーその他のもの ーしかのもの ーなめし過程にないもの			4103.90				
	011	3			011	3			KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
019	4	---その他のもの --だちようのもの		KG	019	4	---その他のもの --だちようのもの		KG
021	6	---なめし過程にないもの		KG	021	6	---なめし過程にないもの		KG
029	0	---その他のもの --やぎのもの		KG	029	0	---その他のもの		KG
031	2	---なめし過程にないもの		KG					
039	3	---その他のもの --その他のもの		KG			--その他のもの		
091	6	---なめし過程にないもの		KG	091	6	---なめし過程にないもの		KG
099	0	---その他のもの		KG	099	0	---その他のもの		KG
		(削 除)			42.04				
					4204.00		機械用その他の技術的用途に供 する種類の革製品及びコンポジ ションレザー製品		
					100	1	--ベルト、ベルチング、コーミ ングレザー及びインターギル レザー		KG
					200	3	--その他のもの		KG
42.05					42.05				
4205.00		その他の革製品及びコンポジシ ョンレザー製品			4205.00	000	† その他の革製品及びコンポジシ ョンレザー製品		KG
		--機械用その他の技術的用途に 供する種類のもの							
	110	2		KG			--ベルト、ベルチング、コー ミングレザー及びインター ギルレザー		
	190	5		KG			--その他のもの		
	900	†		KG			--その他のもの		
42.06					42.06		腸、ゴールドビーターズスキ ン、ぼうこう又は ^{けん} 臍の製品		
4206.00	000	2		KG	4206.10	000	6	--カットガット	KG
					4206.90	000	3	--その他のもの	KG
43.01		原毛皮（頭部、尾部、足部その 他の切片で毛皮業者の使用に適 するものを含むものとし、第 41.01項から第41.03項までの原 皮を除く。） (省 略) (削 除)			43.01		原毛皮（頭部、尾部、足部その 他の切片で毛皮業者の使用に適 するものを含むものとし、第 41.01項から第41.03項までの原 皮を除く。） (省 略)		
		(省 略)			4301.70	000	1	--あざらしのもの（全形のもの に限るものとし、頭部、尾部 又は足部が付いているかいな いかを問わない。） (省 略)	NO KG
43.02		なめし又は仕上げた毛皮（頭 部、尾部、足部その他の切片を 含み、組み合わせてないもの及 び他の材料を加えることなく組 み合わせたものに限るものと し、第43.03項のものを除く。） (省 略) (削 除)			43.02		なめし又は仕上げた毛皮（頭 部、尾部、足部その他の切片を 含み、組み合わせてないもの及 び他の材料を加えることなく組 み合わせたものに限るものと し、第43.03項のものを除く。） (省 略)		
					4302.13	000	0	--子羊のもの（アストラカン 羊、ブロードテール羊、カ ラクル羊、ペルシャ羊その	NO KG

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
		(省 略)					他これらに類する羊、イン ド羊、中国羊、モンゴル羊 又はチベット羊の子羊に限 る。) (省 略)		
第44類 木材及びその製品並びに木炭					第44類 木材及びその製品並びに木炭				
注 (省 略) 号注 1 第4403.41号から第4403.49号まで、 <u>第4407.21号</u> から第 4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第 <u>4412.31号</u> の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材を いう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、 アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、 バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチ ボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、 ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フー マ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、 ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カ プール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ラ イトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、 マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メ ン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパ ウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、 オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パド ック (かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、 パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンド ルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、 クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、 スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、 パイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイト セラヤ、イエローメランチ					注 (省 略) 号注 1 第4403.41号から第4403.49号まで、 <u>第4407.24号</u> から第 4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第 <u>4412.13号</u> から <u>第4412.99号</u> までの各号において「熱帯産木 材」とは、次の木材をいう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、 アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、 バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチ ボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、 ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フー マ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、 ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カ プール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ラ イトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、 マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メ ン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパ ウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、 オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パド ック (かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、 パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンド ルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、 クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、 スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、 パイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイト セラヤ、イエローメランチ				
<u>44.02</u>		木炭 (植物性の殻又はナットの 炭を含むものとし、凝結させて あるかないかを問わない。)			<u>44.02</u>		木炭 (植物性の殻又はナットの 炭を含むものとし、凝結させて あるかないかを問わない。)		
<u>4402.10</u>	<u>000</u>	6		MT	<u>4402.00</u>				
<u>4402.90</u>									
	<u>010</u>	6		MT		<u>010</u>	5		MT
						<u>090</u>	1		MT
	<u>091</u>	3		MT					
	<u>092</u>	4		MT					
	<u>099</u>	4		MT					
<u>44.03</u>		木材 (粗のものに限るものと し、皮又は辺材をはいで あるかないか又は粗く角 にしてあるかないかを問 わない。)			<u>44.03</u>		木材 (粗のものに限るものと し、皮又は辺材をはいであるか ないか又は粗く角にしてあるか ないかを問わない。)		
		(省 略)					(省 略)		
<u>4403.49</u>		--その他のもの			<u>4403.49</u>		--その他のもの		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
44.07	100	2	---	CM	44.07	100	2	---	CM	
			トメラランチ、ホワイトセ ラヤ、イエローメラランチ 及びアラン						トメラランチ、ホワイトセラヤ、 イエローメラランチ及びアラン	
			---クルイン、ラミン、カプ ール、チーク、ジョンコ ン、メルバウ、ジェルト ン及びケンパス						---クルイン、ラミン、カプ ール、チーク、ジョンコ ン、メルバウ、ジェルト ン及びケンパス	
			----クルイン又はカプ ールのもの						----クルイン又はカプ ールのもの	
	211	1	-----粗く角にし又は太鼓 落としたもの	CM		211	1	-----粗く角にし又は太鼓 落としたもの	CM	
	219	2	-----その他のもの	CM		219	2	-----その他のもの	CM	
			-----その他のもの					-----その他のもの		
	291	4	-----チークのもの	CM		291	4	-----チークのもの	CM	
	292	5	-----ラミンのもの	CM						
	299	5	-----その他のもの	CM		299	5	-----その他のもの	CM	
	300	6	---オクメ、オベチェ、サペ リ、シボ、アカジョアフ リカ、マコレ及びイロコ	CM		300	6	---オクメ、オベチェ、サペ リ、シボ、アカジョアフ リカ、マコレ及びイロコ	CM	
	600	5	---その他のもの (省 略)	CM		600	5	---その他のもの (省 略)	CM	
			木材（縦にひき若しくは割り、 平削りし又は丸はぎしたもの で、厚さが6ミリメートルを超 えるものに限るものとし、かん ながけし、やすりがけし又は縦 継ぎしたものであるかないかを 問わない。） (省 略) -熱帯産木材（この類の号注1 のものに限る。）のもの					木材（縦にひき若しくは割り、 平削りし又は丸はぎしたもの で、厚さが6ミリメートルを超 えるものに限るものとし、かん ながけし、やすりがけし又は縦 継ぎしたものであるかないかを 問わない。） (省 略) -熱帯産木材（この類の号注1 のものに限る。）のもの		
	4407.21	000	6			4407.24	000	3		CM
			---マホガニー（スウィエテニ ア属のもの）					---バイロラ、マホガニー（ス ウィエテニア属のもの）、 インブイア及びバルサ		
4407.22	000	5	CM				CM			
		---バイロラ、インブイア及び バルサ								
4407.25				4407.25						
		(省 略)				(省 略)				
4407.26			CM	4407.26			CM			
		(省 略)				(省 略)				
4407.27	000	0								
		---サペリ					(新 規)			
4407.28	000	6	CM				(新 規)			
		---イロコ								
4407.29			CM	4407.29			CM			
		---その他のもの				---その他のもの				
		----ふたばがき科のもの				----ふたばがき科のもの				
110	3	-----かながけし又はやす りがけしたもの	CM	110	3	-----かながけし又はやす りがけしたもの	CM			
190	6	-----その他のもの	CM	190	6	-----その他のもの	CM			
		----その他のもの				----その他のもの				
215	3	-----チークのもの	CM	215	3	-----チークのもの	CM			
		-----その他のもの				-----その他のもの				
291	2	-----ラミンのもの	CM	290	1	-----その他のもの	CM			
299	3	-----その他のもの	CM							
		-その他のもの				-その他のもの				
4407.91				4407.91			(省 略)			
		(省 略)				(省 略)				
4407.92				4407.92			(省 略)			
		(省 略)				(省 略)				
4407.93	000	4	CM				(新 規)			
		---かえで（カエデ属のもの） のもの								
4407.94	000	3	CM				(新 規)			
		---桜（サクラ属のもの）の もの								

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4407.95	000	2	---	CM			(新 規)		
4407.99			の) のもの (省 略)		4407.99		(省 略)		
44.09			さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材 (寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材 (寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		
			(省 略)				(省 略)		
4409.21			針葉樹以外のもの		4409.20		針葉樹以外のもの		
			竹製のもの				引抜材		
	100	4	引抜材	KG	110	1	竹製のもの	KG	
	200	6	玉縁及び繰形	KG	190	4	その他のもの	KG	
	900	6	その他のもの	CM KG	200	0	玉縁及び繰形	KG	
4409.29			その他のもの				その他のもの		
	100	3	引抜材	KG	310	5	かりん、つげ、たがやさん、 紅木、したん又はこくたんのもの	CM KG	
	200	5	玉縁及び繰形	KG					
			その他のもの						
	910	1	ふたばがき科のもの	CM KG	320	1	桐のもの	CM KG	
			その他のもの		330	4	ふたばがき科のもの	CM KG	
	991	5	かりん、つげ、たがやさん、 紅木、したん又はこくたんのもの	CM KG	340	0	その他のもの	CM KG	
			桐のもの	CM KG					
	992	6	その他のもの	CM KG					
	999	6	その他のもの	CM KG					
44.10			パーティクルボード、オリエンテッドストラッドボード (OSB) その他これに類するボード (例えば、ウェファーボード) (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。)		44.10		パーティクルボードその他これに類するボード (例えば、オリエンテッドストラッドボード及びウェファーボード) (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。)		
			木材のもの				パーティクルボード		
4410.11			パーティクルボード				オリエンテッドストラッドボード及びウェファーボード (木材のものに限る。)		
			板状のもの						
	110	1	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	CM KG	4410.21		加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの		
	120	4	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	CM KG	010	3	板状のもの	CM KG	
			その他のもの		020	6	その他のもの	CM KG	
			その他のもの	CM KG	4410.29		その他のもの		
	190	†	その他のもの	CM KG	010	2	板状のもの	CM KG	
	900	†	その他のもの	CM KG	020	5	その他のもの	CM KG	
4410.12			オリエンテッドストラッドボード (OSB)				その他のもの (木材のものに限る。)		
			板状のもの		4410.31		加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの		
	110	0	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	CM KG	010	0	板状のもの	CM KG	

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	NA CS 用	品名	単位		統計品目 番号	NA CS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
4410.19	190	3	----	CM	4410.32	020	3	----	CM
	900	6	----	KG		010	6	---	KG
4410.90	100	†	---	CM	4410.33	020	2	---	KG
	900	†	---	KG		010	5	---	KG
44.11	100	3	---	CM	4410.39	020	1	---	KG
	900	5	---	KG		010	6	---	KG
4411.12	100	2	---	KG	4411.11	000	1	---	KG
	200	4	---	KG		4411.19	000	0	---
4411.13	100	1	---	KG	4411.21	000	5	---	KG
	200	3	---	KG		4411.29	000	4	---
4411.14	100	0	---	KG	4411.31	000	2	---	KG
	200	2	---	KG		4411.39	000	1	---
4411.92	000	4	---	KG	4411.91	000	5	---	KG
	000	3	---	KG		4411.99	000	4	---
4411.93	000	3	---	KG					
4411.94	000	2	---	KG					

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		－竹製のもの					－合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）		
		－合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）			4412.13		－少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		
		－少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリスサンドルパラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの					－少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリスサンドルパラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの		
		－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの					－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
111	6	－側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM	111	3	－側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
119	0	－その他のもの	CM	SM					
191	2	－厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM					
199	3	－その他のもの	CM	SM	119	4	－その他のもの	CM	SM
		－その他のもの					－厚さが6ミリメートル未満のもの		
		－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの			121	6	－厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
211	1	－側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM	122	0	－厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
219	2	－その他のもの	CM	SM	123	1	－その他のもの	CM	SM
		－その他のもの					－厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		
291	4	－厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM	125	3	－厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
299	5	－その他のもの	CM	SM	130	1	－厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM
910	0	－集成材	CM	SM			－その他のもの		

新 (2007年)				旧 (2006年)								
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位				
			I	II				I	II			
4412.31	990	↑	---その他のもの -その他の合板(木材(竹製のものを除く。))の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)	CM	SM	4412.14	-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの					
			---少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。))のもの				211	5	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM	
			---少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー(スウィエテニア属のもの)、パリスサンドルパラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの				219	6	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM	
			-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの				221	1	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM	
			-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの				229	2	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM	
			-----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの				229	2	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM	
			-----厚さが3ミリメートル未満のもの				231	4	-----その他のもの -----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	
			-----厚さが3ミリメートル未満のもの				233	6	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	
			-----厚さが6ミリメートル未満のもの				240	6	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM	
			-----厚さが12ミリメートル未満のもの						---その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。))			
			-----厚さが24ミリメートル以上のもの						-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの			
		111	6	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM		SM	011	0	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
		191	2	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM		SM	019	1	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		911	1	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM		SM	031	6	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
		921	4	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM		SM	039	0	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		931	0	-----その他のもの -----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM		SM	041	2	-----その他のもの -----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
	941	3	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	042	3	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM		
	951	6	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM			-----厚さが24ミリメートル以上のもの				

新 (2007年)				旧 (2006年)							
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
4412.32	0	----その他のもの			4412.19	3	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM		
		-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの					----その他のもの	CM	SM		
		-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM			011	2	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
		-----その他のもの	CM	SM			019	3	-----その他のもの		
		-----厚さが6ミリメートル未満のもの					021	5	-----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM					-----その他のもの		
		-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM			023	0	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
		-----その他のもの					024	1	-----厚さが12ミリメートル以上のもの	CM	SM
		-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM			4412.22		---その他のもの(少なくとも一層の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)		
		-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM				010	5	---集成材	CM
		-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM			090	1	---その他のもの	CM	SM
		---その他のもの(少なくとも一層の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)					4412.23		---その他のもの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。)		
		---ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの					010	4	---集成材	CM	SM
		-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM			090	0	---その他のもの	CM	SM
		-----その他のもの	CM	SM			4412.29		---その他のもの		
		-----その他のもの	CM	SM			010	5	---集成材	CM	SM
		-----厚さが6ミリメートル未満のもの					090	1	---その他のもの	CM	SM
		-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM			4412.92		---その他のもの		
		-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM			010	5	---集成材	CM	KG
		-----その他のもの					090	1	---その他のもの	CM	KG
-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	4412.93		---その他のもの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。)						
-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	010	4	---集成材	CM	KG				
-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM	090	0	---その他のもの	CM	KG				
---その他のもの			4412.99		---その他のもの						
---ワニス塗装、プリント、			010	5	---集成材	CM	KG				
			090	1	---その他のもの	CM	KG				

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
4412.94	110	4	溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの -----側面にさねはぎ加工、	CM	SM					
	190	0	溝付けその他これらに類する加工をしたもの -----その他のもの	CM	SM					
	910	6	-----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM					
	991	3	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM					
	992	4	-----厚さが12ミリメートル以上のもの-その他のもの	CM	SM					
			---ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード							
			---集成材							
	110	5	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	CM	KG					
	120	1	-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	CM	KG					
	190	1	-----その他のもの	CM	KG					
4412.99	900	†	---その他のもの	CM	KG					
			---その他のもの							
			---集成材							
	110	0	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	CM	KG					
	120	3	-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	CM	KG					
	190	3	-----その他のもの -----その他のもの	CM	KG					
	910	2	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	CM	KG					
	920	5	-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	CM	KG					
	990	5	-----その他のもの	CM	KG					
	44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、 <u>組み合わせた床用パネル</u> 及びこけら板を含む。）			44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、 <u>組み合わせた寄せ木パネル</u> 及びこけら板を含む。）		
4418.10		(省 略)			4418.10		(省 略)			
4418.20		(省 略)			4418.20		(省 略)			

新 (2007年)					旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA ACS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA ACS 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
4418.40		(削 除)			4418.30	000	3	一 寄せ木パネル		KG
4418.50		(省 略)			4418.40			(省 略)		
4418.60	000	1	一 くい及びはり	KG	4418.50			(省 略)		
4418.71	000	4	一 組み合わせた床用パネル	KG				(新 規)		
4418.72	000	3	一 一モザイク状の床用のもの	KG						
4418.79	000	3	一 一その他のもの (多層のもの に限る。)	KG						
4418.90	100	1	一 一その他のもの	KG	4418.90	100	1	一 一その他のもの		
			一 一セルラーウッドパネル	SM	KG			一 一セルラーウッドパネル	SM	KG
			一 一その他のもの					一 一その他のもの		
			一 一木製の建具及び床柱	KG				一 一木製の建具及び床柱		KG
			一 一その他のもの					一 一その他のもの		
			一 一欄間	NO	KG			一 一欄間	NO	KG
			一 一その他の床用パネル及 び組み合わせた床用以 外のパネル	KG				一 一構造用集成材	CM	KG
			一 一その他のもの					一 一その他のもの		KG
			一 一構造用集成材	CM	KG					
			一 一その他のもの		KG					

第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにか
ご細工物及び枝条細工物

注

1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーギア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第54類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。

2 及び3 (省 略)

第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにか
ご細工物及び枝条細工物

46.01		さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）			46.01		さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）		
		一 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）			4601.20		一 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）		
4601.21	000	3	一 一竹製のもの	KG	010	0	一 一いぐさ製又は七島製のもの	SM	KG
4601.22	000	2	一 一とう製のもの	KG			一 一その他のもの		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	NA CS 用	品名	単位		統計品目 番号	NA CS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
4601.29	100	4	---	---	091	4	---	---	KG
			SM	KG			すだれ (幅が80センチメ ートル以上のものに限 る。)		
	910	2	---	---	099	5	---	---	KG
				KG			その他のもの		
	990	5	---	---			---	---	KG
				KG			その他のもの		
4601.92	000	2	---	---	4601.91		---	---	KG
				KG			その他のもの		
4601.93	000	1	---	---	100	5	---	---	KG
				KG			植物性材料製のもの		
4601.94	100	2	---	---			---	---	KG
				KG			むしろ、こも及びアンペ ラ		
					111	2	---	---	KG
					119	3	---	---	KG
							さなだその他これに類す る組物材料から成る物品 (ストリップ状であるか ないかを問わない。)		
	210	0	---	---			---	---	KG
				KG			ばつかんさなだ		
	290	3	---	---	211	4	---	---	SM KG
				KG			その他のもの	SM	KG
					219	5	---	---	KG
					290	6	---	---	KG
							その他のもの		
	911	1	---	---			その他のもの		
			SM	KG			さなだその他これに類す る組物材料から成る物品 (ストリップ状であるか ないかを問わない。)		KG
	919	2	---	---			---	---	KG
			SM	KG			その他のもの		
	990	3	---	---			---	---	KG
				KG			その他のもの		
4601.99	100	†	---	---	4601.99	100	†	---	KG
				KG			その他のもの		
	200	†	---	---			---	---	KG
				KG			さなだその他これに類す る組物材料から成る物品 (ストリップ状であるか ないかを問わない。)		
					200	†	---	---	KG
							その他のもの		
46.02					46.02				
							かご細工物、枝条細工物その他 の製品 (組物材料から直接造形 したもの及び第46.01項の物品 から製造したものに限る。) 及 びへちま製品		
4602.11	100	6	---	---	4602.10	010	1	---	KG
				KG			植物性材料製のもの		
							竹製のもの		
	900	1	---	---			---	---	KG
				KG			扇子及びうちわ並びにこれ らの部分品		
					021	5	---	---	KG
4602.12	000	3	---	---			---	---	KG
				KG			その他のもの		
4602.19	100	5	---	---	022	6	---	---	KG
				KG			畳床		
							その他のもの		
	910	3	---	---	023	0	---	---	KG
				KG			竹製のもの		
					029	6	---	---	KG
							その他のもの		
	991	0	---	---			---	---	KG
				KG			畳 (厚さが8ミリメ ートル以上、面積が 1平方メートル未満 のもので、かつ、い ぐさ製又は七島製 の畳表を有するもの に限る。)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4602.90	999	1	-----その他のもの	KG	4602.90		1	-----その他のもの	
	010	†1	---その他のもの	KG		010	†1	---その他のもの	KG
			---扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品					---扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	
	020	†2	---その他のもの	KG		020	†2	---その他のもの	KG
47.06			古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ		47.06			古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ	
4706.10			(省 略)		4706.10			(省 略)	
4706.20			(省 略)		4706.20			(省 略)	
4706.30	000	1	---その他のもの (竹製のものに 限る。)	MT				(新 規)	
			(省 略)					(省 略)	
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品					第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				
注					注				
1 (省 略)					1 (省 略)				
2 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(m) (省 略) (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (主として第14部又は第15部に属する。) (o)及び(p) (省 略)					2 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(m) (省 略) (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (第15部参照) (o)及び(p) (省 略)				
3 (省 略)					3 (省 略)				
4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙 (サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。) であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ (クランプ圧1メガパスカル) による各面の平滑度が2.5マイクロメートル (ミクロン) を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。					4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙 (サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。) であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の65%以上で、パーカープリントサーフ (クランプ圧1メガパスカル) による各面の平滑度が2.5マイクロメートル (ミクロン) を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。				
5~8 (省 略)					5~8 (省 略)				
9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。 (a)~(c) (省 略) 紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第48.23項に属する。					9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。 (a)~(c) (省 略) 紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第48.15項に属する。				
10~12 (省 略)					10~12 (省 略)				
48.02			筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙 (ロール状又は長方形 (正方形を含む。)) のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。) 並びに手すきの紙及び板紙		48.02			筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙 (ロール状又は長方形 (正方形を含む。)) のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。) 並びに手すきの紙及び板紙	
			(省 略)					(省 略)	
			(削除)		4802.30	000	5	---カーボン原紙	KG
			(省 略)					(省 略)	
4802.61			---ロール状のもの		4802.61	000	2	---ロール状のもの	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4802.62	100	4	---	KG	4802.62	000	1	---	KG
	900	6	---	KG					
4802.69	100	3	---	KG	4802.69	000	1	---	KG
	900	5	---	KG					
48.09	100	3	---	KG	48.09	000	1	---	KG
	900	5	---	KG					
4809.20			カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） (削除)		4809.10			カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） -カーボン紙その他これに類する複写紙	
4809.90			(省略)		010	0		---	KG
			---		020	3		---	KG
			---		4809.20			(省略)	
			---		4809.90	000	1	---	KG
48.14	100	3	---	KG	48.14	000	2	---	KG
	900	5	---	KG					
			壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー (省略) (削除)		4814.30			-壁紙その他これに類する壁面被覆材（組物材料で表を覆った紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。） (省略)	
			(省略)		48.15			紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。）	
			(削除)		4815.00	000	2	---	KG
48.16			カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。） (削除)		48.16			カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。） -カーボン紙その他これに類する複写紙	
4816.20			(省略) (削除)		4816.10	000	4	---	KG
			---		4816.20			(省略)	
			---		4816.30	000	5	---	KG

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4816.90		(省 略)			4816.90		(省 略)		
48.23		その他の紙、板紙、セルロース ウォッディング及びセルロース 繊維のウェブ（特定の大きさ又 は形状に切ったものに限る。） 並びに製紙用パルプ、紙、板紙、 セルロースウォッディング又は セルロース繊維のウェブのその 他の製品 (削 除)			48.23		その他の紙、板紙、セルロース ウォッディング及びセルロース 繊維のウェブ（特定の大きさ又 は形状に切ったものに限る。） 並びに製紙用パルプ、紙、板紙、 セルロースウォッディング又は セルロース繊維のウェブのその 他の製品 一粘着剤又は接着剤を塗布した 紙（ストリップ状又はロール 状のものに限る。） --セルフアドヒーシブのもの --その他のもの		
4823.12	000				4823.12	000			KG
4823.19	000				4823.19	000			KG
4823.20		(省 略)			4823.20		(省 略)		
4823.40		(省 略)			4823.40		(省 略)		
		一紙製又は板紙製の盆、皿、コ ップその他これらに類する製 品			4823.60	000	3	一紙製又は板紙製の盆、皿、コ ップその他これらに類する製 品	KG
4823.61	000	2							KG
4823.69	000	1							KG
4823.70		(省 略)			4823.70		(省 略)		
4823.90		(省 略)			4823.90		(省 略)		

第11部 紡織用繊維及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 (a) ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.11項参照）
 (b)～(d) (省 略)
 (e) 第30.05項又は第30.06項の物品及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

(f)～(v) (省 略)

2～12 (省 略)

13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。

14 (省 略)

号注

- 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 (削 除)

(a) (省 略)

(b) (省 略)

(c) (省 略)

(a)から(c)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(財)日本関税協会

第11部 紡織用繊維及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 (a) ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.03項参照）
 (b)～(d) (省 略)
 (e) 第30.05項又は第30.06項の物品（例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材）及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

(f)～(v) (省 略)

2～12 (省 略)

(新 規)

13 (省 略)

号注

- 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。

(b) (省 略)

(c) (省 略)

(d) (省 略)

(a)から(d)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準用する。

輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(d) (省 略) (e) (省 略) (f) (省 略) (g) (省 略) (h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後な せんした織物をいい、異なる色の糸から成るものである かないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、 転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様 付けをした織物を含む。 (a)から(h)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工 は、考慮しない。 (d)から(h)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準 用する。 (ij) (省 略) 2 (省 略)					(e) (省 略) (f) (省 略) (g) (省 略) (h) (省 略) (ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後な せんした織物をいい、異なる色の糸から成るものである かないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、 転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様 付けをした織物を含む。 (a)から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工 は、考慮しない。 (e)から(ij)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準 用する。 (k) (省 略) 2 (省 略)				
50.03					50.03		絹のくず(繰糸に適しない繭、 糸くず及び反毛した繊維を含 む。)		
5003.00		絹のくず(繰糸に適しない繭、 糸くず及び反毛した繊維を含 む。)			5003.10		カード及びコム のいずれも してないもの		
	011	1	真綿	KG		010	4	真綿	KG
	012	2	くず繭	KG		020	0	くず繭	KG
	013	3	絹ノイル	KG		030	3	絹ノイル	KG
	019	2	その他のもの -その他のもの	KG		090	0	その他のもの -その他のもの	KG
	091	4	ペニー	KG		010	1	ペニー	KG
	099	5	その他のもの	KG	5003.90	090	4	その他のもの	KG
第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの 織物					第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの 織物				
注 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定める ところによる。 (a) (省 略) (b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ(ヒ トコブラクダを含む。)、やく、うさぎ(アンゴラうさ ぎを含む。)、ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの 毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎそ の他これらに類するやぎの毛をいう。 (c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛 をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛(第05.02項参照) 及び馬毛(第05.11項参照)を除く。					注 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定める ところによる。 (a) (省 略) (b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、 やく、うさぎ(アンゴラうさぎを含む。)、ビーバー、 ヌートリヤ又はマスカラットの毛及びアンゴラやぎ、チ ベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの 毛をいう。 (c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛 をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛(第05.02項参照) 及び馬毛(第05.03項参照)を除く。				
備考 (省 略)					備考 (省 略)				
52.08		綿織物(綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が1平方メ ートルにつき200グラム以下のも のに限る。)			52.08		綿織物(綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が1平方メ ートルにつき200グラム以下のも のに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		

新 (2007年)					旧 (2006年)													
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位										
			I	II				I	II									
5210.29	210	5	-----	3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG	5210.22	(省略)	--	3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの								
	290	1	-----	その他のもの	SM	KG												
	910	5	-----	3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG												
	990	1	-----	その他のもの(省略)(削除)	SM	KG												
				--	その他の織物									5210.29				
				---	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの													
	110	0	-----	3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG												
	190	3	-----	その他のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	SM	KG												
	210	2	-----	3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG												
	290	5	-----	その他のもの その他のもの	SM	KG												
	910	2	-----	3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG												
	990	5	-----	その他のもの(省略)(削除)	SM	KG												
							5210.42	(省略)	--	3枚綾織り又は4枚綾織り								

新 (2007年)				旧 (2006年)							
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
5210.49	110	---その他の織物	SM	KG	5210.49		(破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG		
		---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの					010			6	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		----3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの					020			2	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(010のものを除く。)
		----その他のもの					030			5	---その他のもの
		---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)					010			6	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		----3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの					020			2	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(010のものを除く。)
		----その他のもの					030			5	---その他のもの
		----3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの									
		----その他のもの									
		----3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの									
990	6	----その他のもの(省略)(削除)	SM	KG	5210.52		(省略)				
							---3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの				
							---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの				
							---ろうけつ染めしたもの	SM	KG		
							---その他のもの	SM	KG		
							---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの				

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		統計品目番号	NA CCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
52.11		(省略)			52.11		もの(011及び019のものを除く。)		
					021	0	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
					029	1	-----その他のもの	SM	KG
							-----その他のもの		
					031	3	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
					039	4	-----その他のもの	SM	KG
							(省略)		
5211.11 } 5211.19 5211.20		綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)			5211.11 } 5211.19		綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)		
		(省略)					(省略)		
		---漂白したもの					---漂白したもの		
100	4	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG	5211.21		---平織りのもの		
200	6	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	SM	KG	010	4	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
					020	0	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(010のものを除く。)	SM	KG
900	6	---その他の織物(削除)	SM	KG	030	3	---その他のもの	SM	KG
					5211.22		---3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む)のもの		
					010	3	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
					020	6	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(010のものを除く。)	SM	KG
					030	2	---その他のもの	SM	KG
		(削除)			5211.29		---その他の織物		
					010	3	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
					020	6	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(010のものを除く。)	SM	KG
					030	2	---その他のもの	SM	KG
		(省略)					(省略)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		(削除)			53.04		サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維 (精紡したものを除く。)並びにそのトウ及びびくず (糸くず及び反毛した繊維を含む。)		
					5304.10	000	1	1	KG
					5304.90	000	5	1	KG
53.05					53.05				
5305.00	000	2	ココやし、アバカ (マニラ麻又はムサ・テクスティリス)、ラミ	KG					
			ーその他の植物性紡織用繊維 (他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトウ、ノイル及びびくず (糸くず及び反毛した繊維を含む。)						
					5305.11	000	5	1	KG
					5305.19	000	4	1	KG
					5305.21	000	2	1	KG
					5305.29	000	1	1	KG
					5305.90	000	3	1	KG

第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

注

- 1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。
 (a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維 (例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの)、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維 (例えば、ポリ (酢酸ビニル) を加水分解することにより得たポリ (ビニルアルコール))
 (b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維 (例えば、銅アンモニアレーヨン (キュプラ) 及びビスコースレーヨン)、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維 (例えば、アセテート及びアルギネート)
 この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。
 人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2 (省略)

第54類 人造繊維の長繊維及びその織物

注

- 1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。
 (a) 有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維 (例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの)
 (b) 繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維又は長繊維 (例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュプラ及びアルギネート)
 この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。
 人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2 (省略)

54.02 合成繊維の長繊維の糸 (67 デンテックス未満の単繊維のものを

54.02 合成繊維の長繊維の糸 (67 デンテックス未満の単繊維のものを

新 (2007年)				旧 (2006年)										
統計品目番号	NAICS用	品名	単位		統計品目番号	NAICS用	品名	単位						
			I	II				I	II					
5402.11 5402.19	000	含むものとし、縫糸及び小売用に にしたものを除く。)	KG		5402.10	4	含むものとし、縫糸及び小売用に にしたものを除く。)	KG						
		ー強力糸 (ナイロンその他のポ リアミドのものに限る。)					ー強力糸 (ナイロンその他のポ リアミドのものに限る。)							
	100	1				ーアラミドのもの	KG			010	4	ー絹の重量が全重量の10%を 超えるもの	KG	
						ーその他のもの	KG					ーその他のもの	KG	
						ー絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG			026	6	ーアラミド繊維のもの	KG	
						ー合成繊維又はこれとアセ テート繊維を合わせたも の重量が全重量の 50%を超えるもの	KG					ー合成繊維又はこれとア セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの	KG	
	210	6				ーよつてないもの及びよ り数が1メートルにつ き50以下のもの	KG			027	0	ーよつてないもの及び より数が1メートル につき50以下のもの	KG	
	220	2				ーより数が1メートルに つき50を超えるもの	KG			025	5	ーより数が1メートル につき50を超えるも の	KG	
	900	3				ーその他のもの	KG			029	2	ーその他のもの	KG	
	5402.20					ー強力糸 (ポリエステルのもの に限る。)	KG			5402.20			ー強力糸 (ポリエステルのもの に限る。)	KG
010		1	ー絹の重量が全重量の10% を超えるもの	KG	010	1		ー絹の重量が全重量の10%を 超えるもの	KG					
021		5	ー合成繊維又はこれとアセ テート繊維を合わせたも の重量が全重量の 50%を超えるもの	KG	021	5		ー合成繊維又はこれとアセ テート繊維を合わせたも の重量が全重量の50% を超えるもの	KG					
5402.31		ーテクスチャード加工糸 ーナイロンその他のポリアミ ドのもの (構成する単糸が 50テックス以下のものに 限る。)	KG	5402.31			ーテクスチャード加工糸 ーナイロンその他のポリアミ ドのもの (構成する単糸が 50テックス以下のものに 限る。)	KG						
	010	4			ー絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG	010			4	ー絹の重量が全重量の10% を超えるもの	KG		
	021	1			ー合成繊維又はこれとア セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの	KG	021			1	ー合成繊維又はこれとア セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの	KG		
5402.32		ーナイロンその他のポリアミ ドのもの (構成する単糸が 50テックスを超えるもの に限る。)	KG	5402.32			ーナイロンその他のポリアミ ドのもの (構成する単糸が 50テックスを超えるもの に限る。)	KG						
	010	3			ー絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG	010			3	ー絹の重量が全重量の10% を超えるもの	KG		
	021	0			ー合成繊維又はこれとア セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの	KG	021			0	ー合成繊維又はこれとア セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの	KG		
	022	1	ー構成する単糸が88 テックスを超えるも の	KG	022	1	ー構成する単糸が88テ ックスを超えるもの	KG						
	022	1	ーその他のもの	KG	022	1	ーその他のもの	KG						

新 (2007年)				旧 (2006年)								
統計品目番号	NA CS 用	品名	単位		統計品目番号	NA CS 用	品名	単位				
			I	II				I	II			
5402.33	029	1	-----その他のもの		KG	5402.33	029	1	-----その他のもの		KG	
			--ポリエステルのも							--ポリエステルのも		
	010	2	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG		010	2	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG	
5402.34	021	6	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	5402.39	021	6	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	
	022	0	-----その他のもの		KG		022	0	-----その他のもの		KG	
	100	0	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG							
5402.39	910	5	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	5402.41			----その他のもの			
	990	1	-----その他のもの		KG		010	3	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG	
	010	3	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG		021	0	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	
5402.44	021	0	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	5402.42	021	0	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	
	022	1	----その他のもの -その他の単糸(より数が1メートルにつき50以下のものに 限る。)		KG		022	1	----その他のもの -その他の単糸(より数が1メートルにつき50以下のものに 限る。)		KG	
	100	4	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG		010	1	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG	
5402.45	910	2	-----アラミド繊維のもの		KG	5402.43	021	5	-----アラミド繊維のもの		KG	
	921	6	-----ナイロンその他のポリアミドのもの		KG		022	6	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	
	922	0	-----ポリエステルのも		KG		029	6	-----その他のもの		KG	
5402.45	929	0	-----その他のもの		KG	5402.42			--ポリエステルのも(部分的に配向性を与えたものに 限る。)			
	990	5	----その他のもの -その他のもの(ナイロンその他のポリアミドのものに 限る。)		KG		010	0	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG	
	100	3	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG		021	4	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	
5402.45	910	1	-----アラミド繊維のもの		KG	5402.43	022	5	-----その他のもの		KG	
	991	5	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG				--その他のポリエステルのも			
							010	6	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)							
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
5402.46	999	6	-----その他のもの --その他のもの (ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。)				を超えるもの ----その他のもの				
	100	2	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの		021	3	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG		
	910	0	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		022	4	----その他のもの		KG		
5402.47	990	3	-----その他のもの --その他のもの (ポリエステルのものに限る。)								
	100	1	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの								
	910	6	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの								
5402.48	990	2	-----その他のもの --その他のもの (ポリプロピレンのものに限る。)								
	100	0	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの								
	910	5	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの								
5402.49	990	1	-----その他のもの --その他のもの								
	010	0	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの		5402.49	010	0	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの		KG	
	021	4	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		021	4	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG		
5402.51	022	5	----その他のもの -その他の単糸 (より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。)				022	5	----その他のもの -その他の単糸 (より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。)		KG
	010	5	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの		5402.51	010	5	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの		KG	
	021	2	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		021	2	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG		
5402.52	022	3	-----その他のもの --ポリエステルのも				022	3	----その他のもの --ポリエステルのも		KG
	010	4	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの		5402.52	010	4	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの ----その他のもの		KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAICS用	品名	単位		統計品目番号	NAICS用	品名	単位	
			I	II				I	II
5402.59	021	1	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	5402.59	021	1	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの
	022	2	-----	その他のもの		022	2	-----	その他のもの
	010	4	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの		010	4	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの
	021	1	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		021	1	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの
5402.61	022	2	-----	その他のもの	5402.61	022	2	-----	その他のもの
			--	その他のもの				--	その他のもの
	010	2	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの		010	2	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの
	021	6	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		021	6	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの
5402.62	022	0	-----	その他のもの	5402.62	022	0	-----	その他のもの
			--	ポリエステルのも				--	ポリエステルのも
	010	1	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの		010	1	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの
	021	5	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		021	5	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの
5402.69	022	6	-----	その他のもの	5402.69	022	6	-----	その他のもの
			--	その他のもの				--	その他のもの
	010	1	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの		010	1	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの
	021	5	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		021	5	-----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの
54.03			再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)	54.03			再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)		
5403.10			(省略) (削除)	5403.10 5403.20			(省略)		
					010	6	---	絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
					021	3	---	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
5403.31	100	—その他の単糸	KG		5403.31	4	を <u>を超えるもの</u>		KG
		—ビスコースレーヨンのもの					—その他のもの		
		(より数が1メートルにつき120以下のものに限る。)					—その他の単糸		
	1	—絹の重量が全重量の10%を超えるもの			010	2	—絹の重量が全重量の10% を <u>を超えるもの</u>		KG
	910	—その他のもの			020	5	—その他のもの		KG
		—アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの (テクスチャード加工糸に限る。)							
5403.32		—その他のもの			5403.32		—ビスコースレーヨンのもの		
	100	—ビスコースレーヨンのもの				010	(より数が1メートルにつき120を超えるものに限る。)		
	0	—絹の重量が全重量の10%を超えるもの				1	—絹の重量が全重量の10% を <u>を超えるもの</u>		KG
	910	—その他のもの				020	—その他のもの		KG
		—アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの (テクスチャード加工糸に限る。)							
5403.33	990	—その他のもの							
5403.39		(省 略)			5403.33		(省 略)		
		(省 略)			5403.39		(省 略)		
		—その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン					—その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン		
5403.41	100	—ビスコースレーヨンのもの			5403.41	010	—ビスコースレーヨンのもの		
	5	—絹の重量が全重量の10%を超えるもの				6	—絹の重量が全重量の10% を <u>を超えるもの</u>		KG
		—その他のもの				020	—その他のもの		KG
	910	—アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの (テクスチャード加工糸に限る。)							
	990	—その他のもの							
5403.42		(省 略)			5403.42		(省 略)		
5403.49		(省 略)			5403.49		(省 略)		
54.04		合成繊維の単繊維 (67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。)及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品 (例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。)			54.04		合成繊維の単繊維 (67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。)及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品 (例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。)		
		—単繊維			5404.10		—単繊維		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5404.11	000	3		KG		010	0		KG
5404.12	000	2		KG		090	3		KG
5404.19									
	010	5		KG					
	090	1		KG					
5404.90	000	1		KG	5404.90	000	1		KG
54.06					54.06				
5406.00									
	100	5		KG	5406.10	010	3		KG
	910	3		KG		021	0		KG
	990	6		KG		022	1		KG
					5406.20				
						010	0		KG
						021	4		KG
						022	5		KG
55.01					55.01				
5501.10					5501.10				
5501.30					5501.30				
5501.40	000	4		KG					
55.03					55.03				
					5503.10				
5503.11	000	1		KG	010	5			KG
5503.19	000	0		KG	090	1			KG
5503.20					5503.20				
5503.90					5503.90				
55.13					55.13				
					5513.22				

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)					の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)		
021	2	-----ポリエステル短繊維のもの	SM	KG	099	3	-----その他のもの	SM	KG
029	3	-----その他のもの	SM	KG					
099	3	-----その他のもの	SM	KG					
		(省略) (削除)			5513.42		(省略) --ポリエステル短繊維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。))のものに限る。) ---絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
					011	3	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
					019	4	-----その他のもの	SM	KG
					090	5	----その他のもの	SM	KG
		(削除)			5513.43		--ポリエステルの短繊維のその他の織物 ---絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
					011	2	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
					019	3	----その他のもの	SM	KG
					090	4	----その他のもの	SM	KG
5513.49		--その他の織物 ---絹の重量が全重量の10%を超えるもの			5513.49		--その他の織物 ---絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
011	3	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	011	3	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
019	4	-----その他のもの	SM	KG	019	4	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの			091	6	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせた	SM	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		たものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)					たものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)		
	021 6	-----ポリエステル短繊維のもの	SM	KG	099 0	-----その他のもの		SM	KG
	029 0	-----その他のもの	SM	KG					
	099 0	-----その他のもの	SM	KG					
55.14		合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。) (省略) (削除)			55.14	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。) (省略)			
					5514.13	-----ポリエステルの短繊維のその他の織物			
						-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの			
					011 2	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	
					019 3	-----その他のもの	SM	KG	
					090 4	-----その他のもの	SM	KG	
5514.19		-----その他の織物			5514.19	-----その他の織物			
		-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの				-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの			
		-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの			011 3	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	
	111 5	-----ポリエステルの短繊維のもの	SM	KG					
	119 6	-----その他のもの	SM	KG					
		-----その他のもの			019 4	-----その他のもの	SM	KG	
	191 1	-----ポリエステルの短繊維のもの	SM	KG					
	199 2	-----その他のもの	SM	KG					
		-----その他のもの				-----その他のもの			
		-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせた			091 6	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせた	SM	KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)																			
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位															
			I	II				I	II														
5514.21 5514.29 5514.30	911	0	たものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	SM	KG	5514.21 5514.29 5514.31	099	0	たものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	SM	KG												
	919	1	-----ポリエステル短繊維のもの	SM	KG		099	0	-----その他のもの	SM	KG												
	991	3	-----その他のもの	SM	KG		5514.21 5514.29 5514.32	011	5	-----浸染したもの (省略) -----異なる色の糸から成るもの -----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG											
	999	4	-----ポリエステル短繊維のもの	SM	KG								011	5	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG						
	110	0	-----その他のもの -----浸染したもの	SM	KG								019	6	-----その他のもの	SM	KG						
	190	3	-----異なる色の糸から成るもの -----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG								090	0	-----その他のもの	SM	KG						
	910	2	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG								5514.33	011	4	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG					
	991	6	-----その他のもの	SM	KG														019	5	-----その他のもの	SM	KG
	999	0	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	SM	KG														090	6	-----その他のもの	SM	KG
			-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの																011	4	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
			-----その他のもの																019	5	-----その他のもの	SM	KG
			-----異なる色の糸から成るもの -----絹の重量が全重量の10%を超えるもの																090	6	-----その他のもの	SM	KG
		-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの			011	3													-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG		
		-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの																	-----異なる色の糸から成るもの -----絹の重量が全重量の10%を超えるもの				
		-----その他のもの					-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの																
		-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの					-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの																

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NACCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
							セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの及 び経緯糸のうちいずれ か一方がこれらの繊維 のもの		
					019	4	-----その他のもの	SM	KG
					090	5	----その他のもの	SM	KG
				5514.39			--その他の織物		
							----絹の重量が全重量の10% を超えるもの		
					011	4	-----合成繊維又はこれとア	SM	KG
							セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの及 び経緯糸のうちいずれ か一方がこれらの繊維 のもの		
					019	5	-----その他のもの	SM	KG
							----その他のもの		
					091	0	-----合成繊維又はこれとア	SM	KG
							セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの及 び経緯糸のうちいずれ か一方がこれらの繊維 のもの (特定合成繊維 又はこれとアセテート 繊維を合わせたものの 重量が全重量の50%を を超えるもの及び経緯糸 のうちいずれか一方が これらの繊維のものを 除く。)		
					099	1	-----その他のもの	SM	KG
5514.41		一なせんしたもの		5514.41			一なせんしたもの		
5514.49		(省 略)		5514.49			(省 略)		
55.15		合成繊維の短繊維のその他の織物		55.15			合成繊維の短繊維のその他の織物		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)		5515.92			--混用繊維の全部又は大部分 が羊毛又は織獣毛のもの		
							----絹の重量が全重量の10% を超えるもの		
					011	5	-----合成繊維又はこれとア	SM	KG
							セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量 の50%を超えるもの及 び経緯糸のうちいずれ か一方がこれらの繊維 のもの		
					019	6	-----その他のもの	SM	KG
							----その他のもの		
					091	1	-----合成繊維又はこれとア	SM	KG
							セテート繊維を合わせ たものの重量が全重量		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		(省 略)			099	2	の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。) -----その他のもの (省 略)	SM	KG
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省 略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたものの(主として第14部又は第15部に属する。) 2～4 (省 略)					第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省 略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたものの(第15部参照) 2～4 (省 略)				
56.04		ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。)並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)			56.04		ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。)並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)		
5604.10		(省 略) (削 除)			5604.10		(省 略)		
5604.90		-----その他のもの		KG	5604.90		-----その他のもの		
	110	-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)		KG	010	3	-----アラムド繊維のもの		KG
	191	-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)		KG	091	0	-----その他のもの		KG
	199	-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)		KG	099	1	-----ゴムを染み込ませ又は塗布したもの		KG
	200	-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)		KG	010	3	-----その他のもの		KG
		-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)		KG	021	0	-----アラムド繊維のもの		KG
		-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)		KG	029	1	-----その他のもの		KG
		-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)		KG			-----綿製のもの		KG
		-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)		KG			-----その他のもの		KG